

制度改革に係る国の動きについて

項目	内容
介護保険 制度改正	<p>制度創設 10 年を踏まえ、平成 24 年度に介護保険制度を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障審議会介護保険部会の検討内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付と負担のあり方 ・ 地域包括ケアの実現 ・ 高齢単身・夫婦のみ世帯の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 24 時間地域巡回型訪問サービス、見守り付きなど高齢者向け住宅、認知症支援 ・ 介護人材の確保と処遇改善 等
子ども・ 子育て新 システム	<p>子どもの育ち・子育てを社会全体で支えるため、新システムを平成 25 年度に施行（一部平成 23 年度から実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新システムの基本制度案要綱（平成 22 年 6 月）の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の推進体制・財源の一元化 ・ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担 ・ 基礎自治体（市町村）の重視 ・ 幼稚園・保育所の一体化 ・ 多様な保育サービスの提供 ・ ワーク・ライフ・バランスの実現
障害者制 度改革	<p>障害者権利条約の締結に向け、障害者制度を集中的に改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改革の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築 ・ 障害の捉え方と諸定義の明確化 ○ 改革の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の抜本的改正（平成 23 年法案提出） ・ 障害者総合福祉法（仮称）の制定（平成 24 年法案提出） ・ 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定（平成 25 年法案提出）
高齢者医 療制度改 革	<p>後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度を平成 25 年度に施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間とりまとめ（平成 22 年 8 月）の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療制度を廃止し地域保険は国保に一本化 ・ サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に加入 ・ 国保について高齢者の都道府県単位化を実施、その後全年齢で都道府県単位化 ・ 都道府県単位の運営主体、費用負担、公費投入のあり方等について引き続き検討